

公益社団法人奈良県看護協会理事報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号並びに公益社団法人奈良県看護協会（以下「本会」という。）定款第31条の規定に基づき、本会の理事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において理事とは、常勤及び非常勤の理事をいう。

2 常勤理事とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

(報酬等の種類)

第3条 報酬は、基本給、期末手当及び非常勤理事手当とする。

2 常勤理事にあつては、基本給及び期末手当を支給する。

3 非常勤理事にあつては、非常勤理事手当を支給する。

4 第1項に定める基本給及び非常勤理事手当は、別表に定める額によるものとする。

5 第1項に定める報酬のほか、理事には通勤手当を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤理事の報酬は、毎月1日から月末までの本給を当該月の25日に支給する。ただし、支給日が休日及び土曜日にあたる場合は、前日に繰り上げる。

2 法令に基づき、常勤理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

3 常勤理事の報酬は、原則として銀行預金等への振込みによって支給することとする。

(報酬の決定基準)

第5条 理事報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、理事会で決定するものとする。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する常勤理事に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。

2 前項の基準日前1ヵ月以内に退職し、失職又は死亡した場合においても同様とする。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日前6ヵ月以内の期

間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|------------|----------|
| (1) | 6ヵ月 | 100分の100 |
| (2) | 5ヵ月以上6ヵ月未満 | 100分の80 |
| (3) | 3ヵ月以上5ヵ月未満 | 100分の60 |
| (4) | 3ヵ月未満 | 100分の30 |

- 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において理事が受けるべき基本給の額とする。
- 5 基準日前1ヵ月以内に退職し、失職又は死亡した場合における期末手当基礎額は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在当該理事が受けるべき基本給の額とする。

(通勤手当)

- 第7条 通勤手当を支給する場合には、当協会職員給与支給規則（以下「職員給与規則」という。）第13条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤理事に支給する。
- 2 前項に規定する通勤手当の支給額は、職員給与規則別表3に定めるところによる。

(非常勤理事手当)

- 第8条 非常勤理事手当の額の決定は、第5条の規定を準用する。
- 2 非常勤理事手当は、原則として非常勤理事がその職務を執行した日（総会、理事会、業務執行理事会、監査）に支給するものとし、第4条第2項の規定を準用する。

(日割計算)

- 第9条 月の途中から報酬が月額で支給される新たな理事になった者には、その日から報酬（期末手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。
- 2 月の途中で理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中で理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
 - 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(端数の処理)

- 第10条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(退職慰労金)

- 第11条 退職慰労金は、支給しない。

(補則)

- 第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人奈良県看護協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 4 月 13 日 一部改正

この規則は、平成 24 年 8 月 10 日に改正し、各規定は平成 24 年 8 月 6 日から適用する。

<別表>

1. 基本給（報酬月額）[常勤理事]

号	金 額	適 用	
第 1 号	350,000 円	代表理事（常勤）	1 名（会長）
第 2 号	330,000 円	業務執行理事（常勤）	1 名（専務理事）
第 3 号	320,000 円	業務執行理事（常勤）	2 名（常任理事）

2. 非常勤理事手当（報酬日額）[非常勤理事]

号	金 額	適 用	
一	5,000 円 ただし業務執行理事 会の場合、3,000 円	その他理事（非常勤）	13 名（非常勤理事）

※監査・総会時には、3,000 円を加算する。